

家畜共済事業重要事項説明書

日頃、農業共済事業につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、「金融商品の販売等に関する法律」の規定に基づき、農業共済事業を実施するにあたり、加入者の皆様に制度の基本事項をご理解いただいた上で、事業に加入いただいております。

つきましては、農業共済事業への加入にあたり、関係する事業の重要事項につきまして、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

農 業 者 各 位

みなみ北海道農業共済組合

(N O S A I みなみ)

住所 苫小牧市若草町5丁目5番3号
日胆農業会館 内

TEL 0 1 4 4-8 4-5 8 6 0

FAX 0 1 4 4-3 3-2 2 5 5

〈 家 畜 共 済 重 要 事 項 〉

1. 補償対象家畜の種類

補償対象家畜は、牛、馬、豚の3畜種です。各畜種とも加入に際しては年齢制限（加入資格）を設けています。また、牛の胎児・子牛については、申出により補償の対象としないことができます。

補償対象家畜		年 齢 制 限 （ 加 入 資 格 ）
牛	◎ 乳用成牛	乳牛の雌等で、出生後第5月の月の末日を経過したもの。
	乳用子牛等	乳牛の雌等で、出生後第5月の月の末日を経過しないもの及び農林水産省令で定める乳牛の子牛等。
	◎ 肥育用成牛	肉用牛等で肥育を目的として飼養されているもののうち、出生後第5月の月の末日を経過したもの。
	肥育用子牛	肉用牛等で肥育を目的として飼養されているもののうち、出生後第5月の月の末日を経過しないもの。
	◎ その他の肉用成牛	肉用牛等で肥育以外の目的で飼養されているもののうち、出生後第5月の月の末日を経過したもの。
	その他の肉用子牛等	肉用牛等で肥育以外の目的で飼養されているもののうち、出生後第5月の月の末日を経過しないもの及び授精又は受精卵移植の後240日に達する可能性のあるもの。
	乳用種種雄牛 肉用種種雄牛	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けているもの。
馬	種雄馬以外の馬	種雄馬以外の馬で、石狩振興局・後志総合振興局・渡島総合振興局・檜山振興局管内は出生後第4月の月の末日を経過したもの。 胆振総合振興局・日高振興局管内は出生後第2月の月の末日を経過したもの。
	種 雄 馬	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けているもの。
豚	種 豚	繁殖用の豚で、出生後第5月の月の末日を経過したもの。
	肉 豚	肥育を目的とする豚で、出生後第20日または離乳の日のいずれか遅い日から第8月の末日までのもの（特定包括共済の場合には上限はありません）。

- ※ 牛の胎児・子牛を選択しない農家の牛は、◎印の家畜のみ補償対象家畜となります。
- ※ 農林水産省令で定める乳牛の子牛等とは、乳牛の胎児及び「乳牛の雄、F1（雄・雌）、ET（肉牛の雄・雌）」の子牛であって、当該農家が出生後引続き飼養しているものです。

2. 加入申込と共済関係（契約）の成立

家畜共済加入申込書に必要事項を記入・押印して組合に加入の申込みを行い、組合がその申込みを承諾し、共済掛金を納めることで共済関係（契約）が成立します。

なお、引受にあたっては、獣医師が健康診断を行い、個別共済については次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合、包括共済については(3)に該当する場合、もしくは(1)(2)(4)に該当する家畜が引受頭数の1/2を超える場合は加入することができませんので、ご留意願います。

- (1) 発育不全、衰弱、奇形、不具または悪癖の著しいもの。
- (2) 疾病にかかり、または傷害を受けているもの。
- (3) 通常の飼養管理または供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、もしくは供用され、またはその恐れがあるもの。
- (4) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬または6歳を超える種豚。

3. 引受(加入)方式

引受（加入）方式は、家畜の種類により、次の種類があります。

補償対象家畜	引受方式	加入の仕方
乳牛の雌等（乳用成牛及び乳用子牛等）、肉用牛等（乳牛の雌等および種雄牛以外の牛、肉用子牛等）、種雄馬以外の馬、種豚、肉豚	包括共済	加入者ごと、補償対象家畜の種類ごとに、全頭加入します。 なお、肉豚については、離乳または導入の日を同一とする群単位で加入します。
肉豚	特定包括共済	加入者ごとに、飼養する肉豚全体を一括で加入します。
乳用種種雄牛、肉用種種雄牛、種雄馬	個別共済	家畜1頭ごとに加入します。

※ 包括共済（肉豚以外）および特定包括共済の場合、新しく導入された家畜または加入資格月齢に達した家畜は、家畜共済に付されることとなります。

※ 加入者は、乳牛の雌等または肉用牛等ごとに「胎児・子牛」を加入しない申し出を行うことができます。

※ 肉用牛等については、飼養目的により共済目的を決定します。子牛等は掛金期間中に肥育を行うかどうかで肥育用子牛または、その他の肉用子牛等として加入します。

※ 乳牛及び肉牛の子牛等を選択しない加入者は、出生後第5月の月の末日を経過したものを対象家畜とします。

4. 共済事故の一部除外（事故除外）方式

包括共済（肉豚以外）および特定包括共済については、共済事故の一部を補償対象としない方式（事故除外方式）を選択することができます。その場合、事故の一部を除外するのに見合う分の共済掛金が割引されます。

この方式は、農家負担掛金を節約できる分、加入者自らが対象とならない事故に対するリスクを負うこととなりますので、ご留意願います。

家畜共済事故の一部除外方式の種類

種類	対象家畜の種類	対象とする事故（白抜き部分）			除外する事故（網掛け部分）
		死亡事故	廃用事故	病傷事故	
1号	乳牛の雌等 肉用牛等 種雄馬以外の馬 種 豚				通常の死亡・廃用事故
		火災、法定・届出伝染病、自然災害	(左に同じ)		
2号	乳牛の雌等 肉用牛等 種雄馬以外の馬 種 豚				通常の死亡・廃用事故 病傷事故
		火災、法定・届出伝染病、自然災害	(左に同じ)		
3号	種 豚		行方不明		行方不明を除くすべての廃用事故、病傷事故
4号	肉豚（特定包括共済）	火災、法定伝染病・一部届出伝染病、自然災害			通常の死亡事故

※4号の一部届出伝染病とは、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎又はニパウイルス感染症のことです。

5. 共済事故（共済金の支払対象となる事故）

家畜共済の共済事故（共済金の支払対象となる事故）は、共済目的の種類ごとに、次のように定められています。

共済目的の種類	共済事故	左 の 内 容	
すべての共済目的	死亡事故	と殺による死亡を除く死亡。家畜伝染病予防法に基づく法令殺。	
牛（牛の子牛を含む）、馬、種豚	廃用事故	第1号	疾病または不慮の傷害により死に瀕したとき。
		第2号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
		第3号	骨折、は行、両眼失明、または、牛伝達性海綿状脳症、牛白血病、創傷性心臓炎、特定の原因により採食不能となるものであって治癒が見込めず使用価値を失ったとき。
		第4号	盗難あるいは行方不明となり、30日を経過しても生死不明のとき。
		第5号	乳牛の雌、種雄牛、種雄馬が治癒の見込のない生殖器の疾病または傷害であって共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって、繁殖能力を失ったとき。
		第6号	乳牛の雌が治癒の見込のない泌乳器の疾病または傷害であって共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって、泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。
		第7号	牛が出生時において、奇形または不具であることにより、将来の使用価値のないことが明らかとなったとき。
		病傷事故	疾病および傷害。

※ 死亡事故において、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラによる患畜および牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラによる擬似患畜あるいは法律で殺処分するよう指定された家畜については、胎児を含めて家畜共済の支払対象とはなりません。

ただし、上記病名で自然に死亡した場合は、家畜共済の支払対象になります。

※ 3号廃用事故において、牛伝達性海綿状脳症または牛白血病について、と畜場で診断され全廃棄となった場合、共済事故の対象となります。ただし、と畜場出荷直前まで当該農家で飼養されていた場合に限定し、市場を経由しと畜場に搬入された場合など所有権が組合員から購入者に移転している場合は対象となりません。

6. 共済掛金期間（補償期間）

共済掛金期間（補償期間）は、加入される方が掛金・賦課金を組合に納めた日の翌日から1年間となります。

なお、肉豚のうち特定包括共済は1年間ですが、包括共済は群ごとに7カ月間となります。

7. 待 期 間

新規に補償期間が開始した後、2 週間（この期間を待期間といいます）の間に事故があっても、事故の原因が補償期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができませんので、ご留意願います（導入された家畜についても、異動の日から 2 週間が待期間となります）。

8. 共 済 金 額（契 約 金 額）

共済金額（契約金額）は、共済金の支払最高額をいい、次の算式により計算されます。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合（契約割合）}$$

※ 共済価額は、農家が被る損害の契約上の最高評価額を示したもので、包括共済では個々の家畜の評価額の合計額、個別共済では個体の評価額です。

家畜の個体評価額は、連合会の区域内で飼養される家畜の取引が主に行われる家畜市場における同種同類の家畜について、連合会が資料として示した月齢別の過去 1 年間の取引価格を基準に算定され、加入または継続時の評価額が補償期間中の評価額（価額）となります。

※ 付保割合は、組合の定める最低付保割合 2 割から最高 8 割の範囲内で加入者が選択できます。

また、家畜の導入、資格取得等により共済価額が増加したときは、異動の直前の付保割合まで共済金額を増額することができます。その場合は、月割により計算した掛金・賦課金を納めていただくこととなります。

9. 共 済 掛 金

組合ごと、共済目的の種類ごとに、次のように算定します。

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国庫負担額}$$

※ 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則 3 年間）の被害率（被害の程度）を基礎に定め、3 年ごとに改定されます。

なお、共済掛金率については、農林水産大臣が定めた率に、農家ごとの過去一定年間の被害率等を加味して組合が設定することもできるようになっています（危険段階別共済掛金率といいます）。

また、共済掛金率については、一定の範囲内で農林水産大臣が定めた率を超え、組合が独自の率を定めることもできます。

※ 国庫負担額を定める国庫負担割合は、牛・馬は 50%、豚は 40%となっています。

10. 組合への通知義務

次の場合は、加入者から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠ると補償を十全に受けられない場合がありますので、ご留意願います。

- (1) 家畜の異動があったとき（売却、導入、資格取得・喪失、牛の子牛等を補償対象としている場合の子牛の出生）。

なお、乳牛の子牛等（除く乳牛の雌子牛）の資格取得・喪失については、次のとおりです。

- ①乳牛の雌等のみ子牛等選択で加入している農家

出生後5ヶ月の末日を経過した日に資格喪失（除外）する。

- ②乳牛の雌等、肉用牛等ともに子牛等選択で加入している農家

第2月の月の末日に乳牛の雌等で資格喪失し、肉用牛等で資格取得する。

また、牛、馬が種畜証明書を取得した場合、その家畜は包括共済への加入資格を喪失します。種畜証明書を取得する予定のある場合は、あらかじめ組合へ通知してください。

種畜の資格を喪失した場合は、個別共済の資格を喪失するとともに包括共済の資格を有しますので、その際も組合へ通知してください。

- (2) 家畜が病気またはけがをしたとき。
(3) 家畜が死亡または廃用となったとき。
(4) 家畜に去勢、除角、その他手術に相当すると判断される処置をするとき。
(5) 放牧、共済会に出陳、家畜市場へ出品するとき。
(6) 家畜に管理人を定めたり、飼養場所を変えるとき。
(7) 家畜が行方不明になったとき。
(8) 乳用子牛等を補償対象としている場合で、引受時以後に胎児の品種を変更する場合は、当該胎児価額の変更を必要としたとき（人工授精等の後239日以内に通知が必要）。
(9) と畜場において、牛伝達性海綿状脳症または牛白血病と診断されたとき。

11. 共済金の支払額

- (1) 死産事故

次のAまたはBの計算値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

$$A = (\text{事故になった家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金}) \times \text{付保割合}$$

$$B = \text{事故になった家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金} - \text{法令殺に伴う手当金}$$

なお、Aの場合の肉皮等残存物価額は、事故になった家畜の評価額の2分の1を限度とします（ただし、乳牛の雌等または肉用牛等については、連合会が定める基準額を下回った場合は基準額を用います）。

※補償金とは、社会通念上損害を補填するものとして提供された金銭をいい、民間保険会社からの保険金、事故の原因者からの賠償金等がこれに該当します。

※乳用子牛等を補償対象としている場合で、胎児の品種が引受時点と事故時点で異なる場合は、価額が低い方の胎児評価額で共済金を計算します。

※特定事故（火災、伝染病、風水害等の自然災害）を除いた一般的な事故については、加入者ごと、補償対象家畜の種類ごとに設定された死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

(2) 病傷事故

治療に要した費用（診療費）が共済金となり、給付基準の範囲内において、一定額（加入者ごと、補償対象家畜の種類ごとに設定された病傷共済金給付限度額）まで共済金が支払われます（ただし、初診料は除きます）。

なお、組合家畜診療所を利用した場合は、診療費と共済金が相殺されます。

12. 共済金が支払えない場合

補償期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- (1) 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- (2) 加入者が損害防止のため特に必要な処置について、組合の指示に従わなかったとき。
- (3) 加入者が事故発生通知または損害通知の義務を怠ったとき、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 加入者が加入申し込みの際に、疾病の状態にあった家畜もしくは傷害を受けていた家畜、または疾病もしくは傷害の原因が生じていた家畜があった場合において、悪意または重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき。
- (5) 加入者が家畜の異動通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (6) 補償期間の開始する前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた疾病もしくは傷害によって損害が生じたとき。
- (7) 事故除外方式の変更により、新たに共済事故となったものにかかる損害が、その変更前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた疾病もしくは傷害によって生じたとき。
- (8) 継続時に共済金額が増額された場合、その増額前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた疾病もしくは傷害によって損害が生じたとき。
- (9) 加入者または加入者と同一の世帯に属する親族が故意または重大な過失によって損害が生じたとき。ただし、損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付した場合は、故意によって損害が生じたとき。

- (10) 加入者が競馬法による競走、その他草競馬、鞍馬、エンデュランス馬術競技に馬を出走させたことによって損害が生じたとき。
- (11) 加入者が肉豚の包括共済関係成立後に新たに肉豚を導入したとき、または飼養している肉豚が加入資格日齢に達したときに、正当な理由がないのに当該肉豚にかかる共済掛金の払込みを遅滞したとき。
- (12) 共済掛金を分納する場合において、加入者が正当な理由がないのに、第2回目以降の払込みを遅滞したとき。
- (13) 組合が告知を求めたものについて、故意もしくは重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたとき。
- (14) 野焼きが原因となった火災のとき。
- (15) 牛白血病による死産事故について、牛白血病感染拡大防止措置を実施していないとき。
また、と畜場において、牛白血病と診断され全部廃棄となったことがわかる書類を受け取った後3日を超えて事故の発生通知をしなかったとき。
- (16) 上記以外にも組合で定めた家畜共済の免責基準に従い、共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。

13. 共済金の返還を求める場合

補償期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような事実が判明した場合には共済金の全部または一部について返還を求めることがありますので、ご留意願います。

- (1) 加入者が、加入申込時および継続加入時に、実際飼養している加入資格のある家畜の全頭数を申し出していないとき。
- (2) 加入者が、家畜の導入、出荷、加入資格取得等により飼養頭数に異動が生じたときに、遅滞なく通知しなかったとき。
- (3) 加入者が、共済価額が増加する異動を通知しなかったために、共済価額が増加しない場合の付保割合を用いて算定された共済金を支払ったとき。